第1回検証委員会 資料3

平成26年10月31日

奨学金制度の概要について



目次



- 1. 奨学金事業に関する法令
- 2. 奨学金の種類
- 3. 貸与月額と貸与期間(第一種)
- 4. 貸与月額と貸与期間(第二種)
- 5. 奨学金事業予算の現状
- 6. 奨学金事業予算の推移
- 7. 奨学金申込の流れ
- 8. 採用から貸与終了までの流れ ①~②
- 9. 機関保証制度について ①~②
- 10. 機関保証制度への加入について

- 11. 保証料の目安
- 12. 機関保証加入者が延滞した場合
- 13. 平成26年度返還制度に係る改正事項

1 奨学金事業に関する法令



- 日本国憲法、教育基本法及び独立行政法人日本学生支援機構法
 - ▶日本国憲法 第26条 (第1項)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

▶教育基本法 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2. 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3. <u>国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。</u>

▶独立行政法人日本学生支援機構法 第3条

独立行政法人日本学生支援機構は、<u>教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助</u>を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

2 奨学金の種類



■平成26年度における日本学生支援機構の奨学金は以下のとおり。

区	分	第一種奨学金(無利,	第二種奨学金(利息付)			
	'Л'		(所得連動返還型)			
対象学種		大学・短期大学、高等専門学校、 左のうち 大学院、専修学校専門課程 大学院を除く学種		大学·短期大学、高等専門学校(4·5年生)、 大学院、専修学校専門課程		
貸与月額		学生が選択(高い月額、低い月額) ※私大・自宅外通学の場合 高い月額: 64,000円、低い月額: 30,000円		学生が選択 ※大学の場合、3、5、8、10、12万円から選択		
貸与基準(大学)	· · · · 学力 · ·	①高校成績が3.5以上(1年生) 又は ②大学成績が学部内において上位1/3以 内(2年生以上)	同左	①平均以上の成績の学生 又は②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 又は③勉学意欲のある学生		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	」 家計 	907万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者 が給与所得者の場合の目安	300万円以下 ※給与所得者の場合	1,223万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所 得者の場合の目安		
返還方	ī法	卒業後20年以内	卒業後、一定額の収入(年 収300万円)を得るまでの間 は、願い出により、返還期 限を猶予	卒業後20年以内の元利均等返還		
返還利率・返還利息		_	_	上限金利3%(在学中は無利息) 利率固定方式と利率見直し方式の選択制(19年度~)		
返還免		死亡・心身障害による免除 業績免除(大学院のみ)	死亡・心身障害による免除	死亡・心身障害による免除		

[※] 平成24年度から、第一種奨学金(無利子)に「所得連動返還型無利子奨学金」制度が創設された。

3 貸与月額と貸与期間(第一種)



■第一種奨学金の貸与月額は、学種・設置者・入学年度等によって異なる。

		貸与月額(単位:円)				貸 与 期 間					
	区分		国公立 私 立		自宅	貸与始		期	期 貸与終期		
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅外	予約	在学	緊急	予約•在学	緊急
J	学	45,000	51,000	54,000	64,000	30,000					東山発生の左
知	恵期 大学	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000	4月		入学月を限 度に家計急 変事由の発 生月以降で	卒業・修了 予定年月ま	事由発生の年度末3月。ただし、貸与を受ける年度の末においてもなお第一種奨学金を
高	1~3年次	21,000	22,500	32,000	35,000	10,000					
専	4•5年次	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000		4月			
専修	専修学校専門課程		51,000	53,000	60,000	30,000			奨学生が希 望する月	で	必要とし願い出 た場合は、翌年
大学	修士課程 専門職大学院		88,	000		50,000	4月	至 7 071		度末とし、修業 年限を限度として延長できる。	
, 院	博士課程		122	,000		80,000					て無文ででる。
夏季	通信教育 夏季・冬季スクーリング			88,000					一面接授	業期間	

- ■「自宅自宅外」月額は、国公私立別及び通学別に関わらず選択することができる。
- 機構が実施する海外留学支援制度(給付型)の支援を受けてもなお、経済的支援を必要とする者は、第一種奨学金を貸与することができる。(平成26年度から)

4 貸与月額と貸与期間(第二種)



■第二種奨学金は、奨学生が希望する貸与月額を選択する。

		貸 与 期 間			
区分	貸与月額		貸与	始 期	貸与終期
			在学	応急	予約·在学·応急
高等専門学校(4· 5年生)·大学·短 期大学·専修学校 専門課程	3万円・5万円・8万円・10万円・ 12万円から奨学生が希望する 額を選択	4月		4~3月の間で 申込者が希望 する月。ただ し、入学月を限	卒業•修了
大学院	5万円・8万円・10万円・13万円・ 15万円から奨学生が希望する 額を選択	47	生が希 望する 月	度に家計急変 事由の発生月 まで遡ることが できる。	予定年月まで

- ■上記貸与月額の他に、私立大学の医学・歯学を履修する課程に在学する者については16万円を、薬学・ 獣医学を履修する課程に在学する者については14万円を、法科大学院の法学を履修する課程に在学する 者については19万円又は22万円の貸与月額を選択することができる。
- ■入学年次に本人の希望により入学時特別増額貸与奨学金(10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から奨学生が希望する額を選択)を受けることができる。
- ■海外の大学等に留学する日本人学生等にも貸与している。



(1)予算額 (単位:億円)

		区 分		平成25年度	平成26年度	比較増△減
事 業 費 合 計 (A+B)			(A+B)	11,982	11,745	△ 237
第一無	事	業費総額	(A)	2,912	3,068	156
一種奨学金	財	政府貸付	金	790	744	△ 46
学金	源	返 還 金	等	2,121	2,323	202
	事	業費総額	(B)	9,070	8,677	△ 393
第一个		財政融資資	金	8,605	8,596	△ 9
二利種自	財	財投機関	債	1,800	1,800	0
 種奨学金	源	借入金償還	等	△ 1,335	△ 1,719	△ 384
金 		(返還金)	(3,795)	(4,420)	(625)
	〔 秉	引子補給金〕		[162]	[123]	[△ 39]

[※]合計及び増減は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(2)予算人員

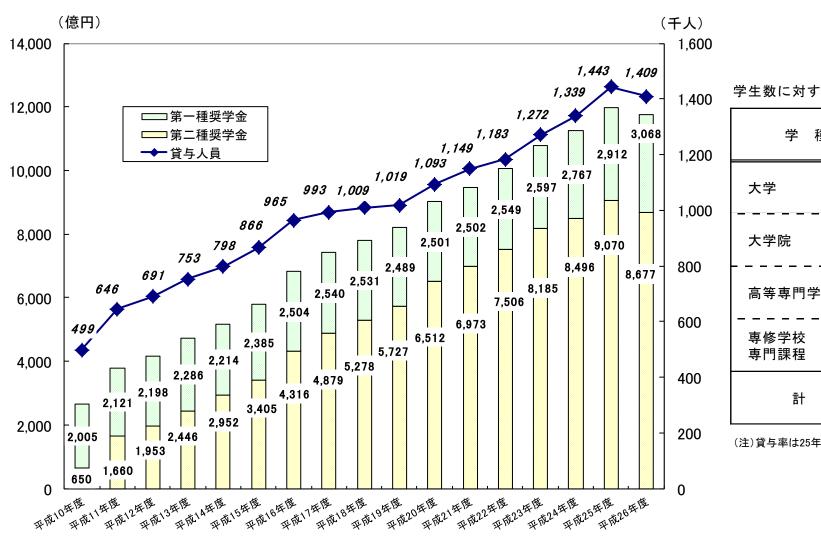
(単位:万人)

区 分	平成25年度	平成26年度	比較増△減
合計	144.3	140.9	△ 3.5
第一種奨学金	42.6	45.2	2.6
第二種奨学金	101.7	95.7	△ 6.0

[※]合計及び増減は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

6 奨学金事業予算の推移



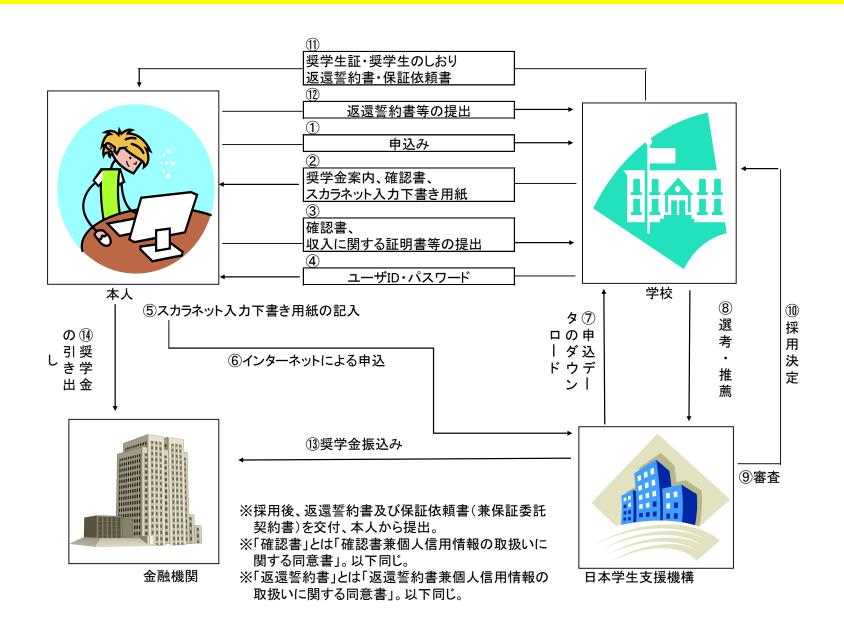


学生数に対する貸与率(25年度)

学種	貸与率(%)		
大学	38. 6		
	38.3		
 高等専門学校	11. 0		
 専修学校 専門課程	38. 2		
計	38. 1		

(注)貸与率は25年度貸与実績/25年度学生数(実員)

- ※1 上記は、日本学生支援機構(平成15年度以前は日本育英会)実施分のみであり、平成17年度より地方移管している高等学校等奨学金事業交付金分は含まない。
- ※2 上記は当初予算である。

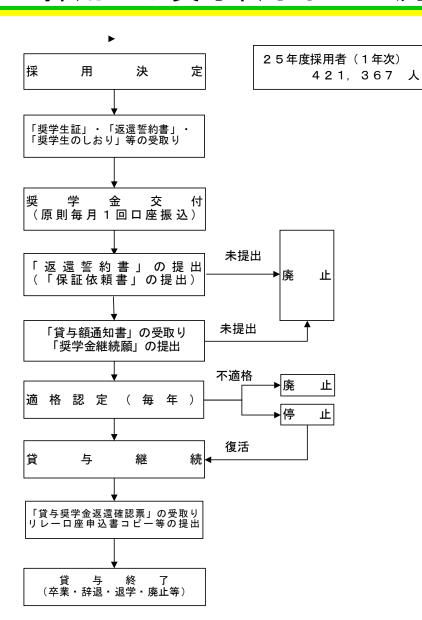


採用から貸与終了までの流れ(1



4月	(機構)	各学校へ割当数(内示数)を提示し、推薦を依頼
/	(学校)	在学生に対し申込み説明会を実施
		(学校)「奨学金案内」等を学生に配付
		(学生) 確認書・スカラネット入力用紙・各種証明書類を学校へ提出 ・確認書
		本人が未成年者の場合、親権者(または後見人)の署名・押印
		(学校) 学生にインターネット入力による申込時に必要となるパスワードを提示
		・所得に関する証明書
4月上旬		源泉徴収票、確定申告書の写(受付印のあるもの)
~ 6月下旬	(学生)	インターネットによる申込(機構へ)
	(学校)	申込データ及び選考ソフトのダウンロード(機構から)
	(子作义)	中立!一次及び送行ファドのス・フフロード(版件から)
	(学校)	推薦者選考(選考ソフトを利用)
		(学校) 人物・健康・学力・家計の基準に基づき推薦者を選考
	、(学校)	推薦者データのアップロード(機構へ)
		(学校) 確認書等は学校留置き
	(機構)	奨学生採用決定
4040	\1及1円/	
4月中旬		(機構) 奨学生採用決定通知、奨学生証、返還誓約書等を学校へ送付
~7月上旬		





8

■ 奨学生の補導

- 「適格認定」を実施し、奨学生の実情に即応した適切な措置を講じている。
- ・ 奨学金の継続貸与を希望する奨学生(最上級学年の者を除く)は、毎年1回、経済状況・学生生活状況・学修状況を記入し、「奨学金継続願」により継続貸与を機構へ願出る。
- ・ 学校長は「奨学金継続願」を提出した奨学生について修学状況と人物・健康・経済 状況を総合的に判断して、継続貸与又は激励、警告、停止、廃止の措置を認定 し機構にインターネットを通じて報告する。
- ・ 学校長の報告に基づき、機構は奨学生の処置を決定する。

25年度 適格認定対象者 943,809人 廃止 12,677人 停止 11,044人

■ 奨学生の異動

- ・ 学籍に異動(退学・休学等)が生じた場合、奨学生は学校を通じて、異動願(届) を機構へ提出し、奨学金の貸与終了、休止の手続をとらなければならない。
- ・ 奨学生は、貸与中の奨学金が不要となった場合、学校を通じて奨学金の辞退を 申し出たうえで貸与終了とすることができる。

■ 貸与終了時

• 貸与奨学金返還確認票

貸与月額変更等により当初の貸与予定総額が変更となる場合があるため、奨学生は、学校を通じて交付される貸与奨学金返還確認票により貸与総額を改めて確認。

・ 奨学生は、リレーロ座加入申込書(預・貯金者控)のコピーを学校に提出



1. 機関保証制度の対象者

● 本機構の設立に伴い、奨学金に係る保証の在り方を改善し、あわせて学生 等の自立を支援する観点から、それまでの連帯保証人及び保証人の人的保 証制度に加えて、機関保証制度が導入された。これにより、平成16年度新 規奨学生から人的保証と機関保証のいずれかを選択できるようになった。

2. 保証業務の実施

● 機関保証業務は、公益財団法人日本国際教育支援協会が行なっている。

3. 保証料の水準

● 年率 0. 7 %未満(年率 0. 6 9 3 %。貸与月額 4 万 5, 0 0 0 円 (無利子で 4 8 ヶ月貸与の場合)では保証料月額 1. 7 8 2 円)

4. 保証料の支払い方法

● 原則、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額が 差し引かれて奨学生の口座に振り込まれる。差し引かれた保証料は日本学生支援機構から日本国際教育支援協会に送金される。

9 機関保証制度について ②

5. 保証機関の審査

● 奨学金申込時に機関保証を希望した者の保証を拒否することはない。

6. 海外留学のための奨学金の 保証 ● 海外留学のための奨学金の貸与については、人的保証と機関保証の二つの 保証を付すこととされている。

7. 保証の履行及び履行範囲

- 奨学金返還の履行遅延の期間が1年に達したときに、機構からの請求に 基づき履行。
- 奨学生の機構に対する債務のうち、未払いの元金、利息及び延滞金が 保証範囲。

8. 代位弁済後における 返還免除・猶予の取扱

● 日本学生支援機構における返還免除・猶予と同様の取扱いとする。

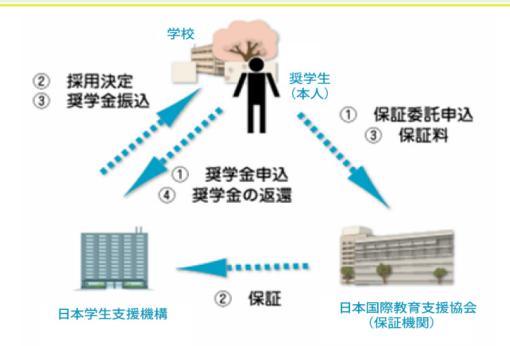
9. 国の関与

● 保証料率などの基本的事項については、文部科学大臣の認可事項である日本学生支援機構の業務方法書に規定することで、国が適切に監督する。

10 機関保証制度への加入について



- ① 学生が学校を通じて日本学生支援機構に奨学金を申込む。同時に日本国際教育支援協会に対して保証委託の申込みを行う。
- ② 日本学生支援機構が奨学生としての採用を決定し、日本国際教育支援協会が保証を開始する。
 - ・奨学生 ⇔ 日本学生支援機構 「奨学金貸与契約」
 - ・奨学生 ⇔ 日本国際教育支援協会 「保証委託契約」
 - ・日本学生支援機構 ⇔ 日本国際教育支援協会 「保証契約」
- ③ 日本学生支援機構は、貸与額から保証料を差し引き徴収し、差し引いた保証料は日本国際教育支援協会に送金する。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還を日本学生支援機構に対して行う。



■機関保証加入債権数・割合■

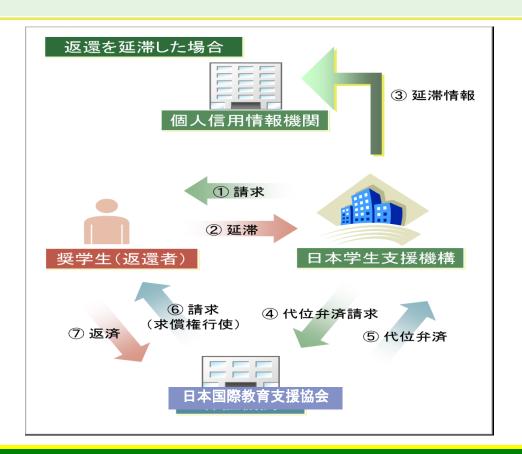
21年度 173.753債権 39.5% 22年度 201, 658債権 45.6% 219, 266債権 23年度 46.4% 24年度 218, 915債権 46. 7% 25年度 229, 160債権 48.0% ※割合は新規採用債権数に対する比率である。

		区分	貸与月額(円)	貸与月数	保証料月額(円)	
	専	国·公立·私立·自宅·自宅外共通		30,000	24	828
	修	国・公立	自宅	45,000	24	1,606
	○ 短 専大	国•公立	自宅外	51,000	24	1,820
	門	私立	自 宅	53,000	24	1,892
)	4A - J.	自宅外	60,000	24	2,297
		国・公立・私立・□	自宅・自宅外共通	30,000	48	1,114
第一		国・公立	自宅	45,000	48	1,782
種	大 学		自宅外	51,000	48	2,143
		私立	自宅	54,000	48	2,269
		1A	自宅外	64,000	48	3,137
		修十• 博十	前期課程	50,000	24	1,785
	大 学	19 T 14 T	- 11.1701DV 1-E	88,000	24	3,593
	· 院	修士·博士後期課程		80,000	36	3,607
				122,000	36	6,623
	専			30,000	24	863
	修 仮短 			50,000	24	1,884
	専大			80,000	24	3,247
	門			100,000	24	4,630
第 二 種	*			120,000	24	5,893
— 種				30,000	48	1,181
				50,000	48	2,246
貸与	大 学			80,000	48	4,657
(貸 与 利				100,000	48	5,822
率				120,000	48	6,986
3				50,000	24	1,884
0	_修 大			80,000	24	3,247
%	() 修学 士院			100,000	24	4,630
のとき)	्राज्य — — — — — — — — — — — — — — — — — — —			130,000	24	7,101
き				150,000	24	9,001
				50,000	36	1,999
	位 大			80,000	36	3,869
	(博学 士)			100,000	36	5,911
	<u>्</u> ।ग्रम			130,000	36	7,684
				150,000	36	8,866

12 機関保証加入者が延滞した場合



- 奨学生(返還者)が指定された期日までに返還できなくなってから、一定期間経過後、日本学生支援機構からの請求に基づき、保証機関である日本国際教育支援協会は奨学生(返還者)に代わって日本学生支援機構に残った奨学金の額を、一括返済する。(代位弁済)
- 日本国際教育支援協会が返済した後、日本国際教育支援協会は奨学生(返還者)に、その返済分の請求を行う。 (求償権行使)



■代位弁済の件数・金額■

21年度 1,929件 3,131,958千円

22年度 3,382件 5,794,963千円

23年度 3,899件 7,353,032千円

24年度 4, 227件 8, 391, 683千円

25年度 5,456件 11,350,118千円



真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置の充実

1 延滞金の賦課率の引き下げ

平成26年4月以降に発生する延滞金の賦課率を10%から5%に引き下げる。

2 返還期限猶予制度の適用年数の延長

返還期限猶予制度の適用できる年数を、現行の5年から10年に延長する。

3 減額返還制度及び返還期限猶予制度の基準の緩和

現在一律になっている経済困難を事由とする適用年収額を、

世帯の構成人員に応じた基準に緩和する。

4 延滞者への返還期限猶予の適用

延滞状況に陥っている者について、真に返還困難な場合に返還期限猶予制度を適用し、 延滞金支払の負担を軽減する。

5 減額返還制度の申込みに係る提出書類の簡素化

平成26年3月以降、貸与終了者及び在学猶予終了者については、 返還開始より1年以内の初回申請時に限り、収入証明書等の証明書類の提出が不要となる。